

## 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

### 1 改正理由

国家公務員の期間業務職員（一会計年度内に限って臨時的におかれる非常勤の職。特別区におけるフルタイム会計年度任用職員にあたる。）に係る退職手当の支給要件が緩和されたことを踏まえ、本区においても同様の改正を行う。

### 2 改正内容

フルタイム会計年度任用職員等の退職手当の支給要件として定める「常勤職員に定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が引き続いて6月を超えること」における「18日以上」の要件について、1月の勤務日数（週休日、休日及び代休日を除く。）が20日に満たない場合は、「18日から20日と当該20日に満たない日数との差に相当する日数を減じた日数以上」に改めるほか、所要の改正をする。

### 3 施行期日

公布の日（一部の改正については、令和5年4月1日）